

お 知 ら せ

平成27年 2月16日

尾北支部
土地利用部 会員 各位

愛知県行政書士会 尾北支部
支部長 伊代田 誠 二

平素は、支部活動にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、分家住宅等の建築を目的とした夫婦等の連名申請における農地法の取り扱いについて変更がございましたので、お知らせ申し上げます。

この件につきましては、愛知県農林水産部農業振興課長より平成26年8月16日付で愛知県行政書士会に通知されました。愛知県行政書士会の会報「平成26年11号」及びホームページにアップされておりますが、私が気付くのが遅れてしまい、ご案内が遅くなってしまいましたこと深くお詫び申し上げます。

分家住宅等の建築を目的とした夫婦等の連名申請による農地転用許可と 開発許可との調整について（通知）

日頃は農地法の適正な運用についてご協力いただき、ありがとうございます。

このことにつきましては、分家住宅等の許可申請において、開発許可申請者は単独で、農地転用許可申請者は夫婦・親子等の連名での申請は、調整を了したことはないこととして扱ってきました。

農地法は農地の転用行為と権利移転を規制していることから、夫婦等で利用する分家住宅について、夫婦等の連名による申請となることも考えられますが、農地法の趣旨からはこうした申請を否定する理由はありません。一方、都市計画法の開発許可については、夫婦等で利用する住宅であっても、申請者は資格を有する者でなければならないが、土地の権利形態までは問わないこととされています。

このように、夫婦等で利用する分家住宅は、農地法及び都市計画法双方にとって法の趣旨に反することのない転用・開発行為であるにもかかわらず、形式的に申請者が不一致となってしまう場合に、転用許可申請者を開発許可申請者に合わせるよう運用してきたものであります。

今般、本県建設部建築指導課と調整したところ、開発許可は申請資格を有する者が単独で、農地転用許可は当該者を含む連名で申請された案件について、それぞれの申請の目的、内容が合致していれば調整は可能である旨確認されましたので、別添のとおり、県農林水産事務所を通じ市町村農業委員会へ通知をしました。

今後は、このような申請についても転用許可申請、開発許可申請双方の申請目的や内容に問題がなく、それぞれ許可の方向で調整が可能なものについては対応していくこととしましたので、御承知おきくださいますとともに、この旨、会員の皆様にもお伝えください。